#### 舟形町告示第44号

舟形町財務規則(平成22年規則第14号)第79条に規定する建設工事等の請負に係る指名競争入札の資格を次のとおり定める。

令和5年4月18日

## 舟形町長 森 富 広

1 建設工事の請負に係る指名競争入札の資格は、次の表に掲げる建設工事において、工事金額の区分に応じ、別表に掲げる等級に格付けされたものであることとする。 なお、その他の工事については山形県建設工事等の参加要件を準用する。

### (1) 土木一式工事

区分	工 事 の 金 額	等級	備考
一級	5,000 万円以上~	A • B	一般競争入札
二級	3,000 万円以上~5,000 万円未満	A • B • C	
三級	1,000 万円以上~3,000 万円未満	A • B • C	
四級	1,000 万円未満	$B \cdot C \cdot D$	

### (2) 建築一式工事

区分	工 事 の 金 額	等級	備考
一級	15,000 万円以上~	A	一般競争入札
二級	5,000 万円以上~	А•В	一般競争入札
三級	1,000 万円以上~5,000 万円未満	$A \cdot B \cdot C$	
四級	1,000 万円未満	$B \cdot C \cdot D$	

#### (3) 電気工事

区分	工 事 の 金 額	等 級	備考
一級	5,000 万円以上~	A	一般競争入札
二級	2,000 万円以上~5,000 万円未満	A • B	
三級	2,000 万円未満	В • С	

### (4) 管工事

区分	工 事 の 金 額	等級	備考
一級	5,000 万円以上~	A	一般競争入札
二級	2,000 万円以上~5,000 万円未満	A • B • C	
三級	2,000 万円未満	В • С	

# (5)舗装工事

区分	工 事 の 金 額	等級	備考
一級	3,000 万円以上	А•В	
二級	1,000 万円以上~3,000 万円未満	A • B • C	
三級	1,000 万円未満	A • B • C	

# 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の日前に係る指名競争入札の資格については、建設工事の請負に係る指名競争入札の資格の告示(令和3年4月1日告示第16号)による。

### 別表

# 舟形町競争入札参加格付業者等級一覧表

業 者 名	土木一式 工事	建築一式 工事	管工事	舗装工事
丸充建設株式会社	A	A		В
株式会社 柿崎建設工業	В	С	С	В
澤内建設株式会社	В			С
株式会社 伊藤組	A	С	С	В
株式会社 齊藤工務店	В			С
有限会社 丸産機興	В		С	С
有限会社 門脇産業	В			С
株式会社 八鍬建設	В			С
有限会社 石川工業	D		С	
二藤部システム建設株式会社	D	D	В	С
有限会社 新庄舗道	D			С
株式会社 沼澤工務店	D	A		
株式会社 渡辺工務店		D		
大場建築		D		

<sup>※</sup>電気工事については、格付けを行う資格を有する業者はありません。

<sup>※</sup>業者の格付けについては、経営規模等評価結果通知書の総合評定値(客観点)、建設業 許可の種類及び技術職員数等により決定しています。